

**施策 1 まちの魅力を市内外に発信する**

第7章：まちづくりを進めるための基盤

**施策概要**

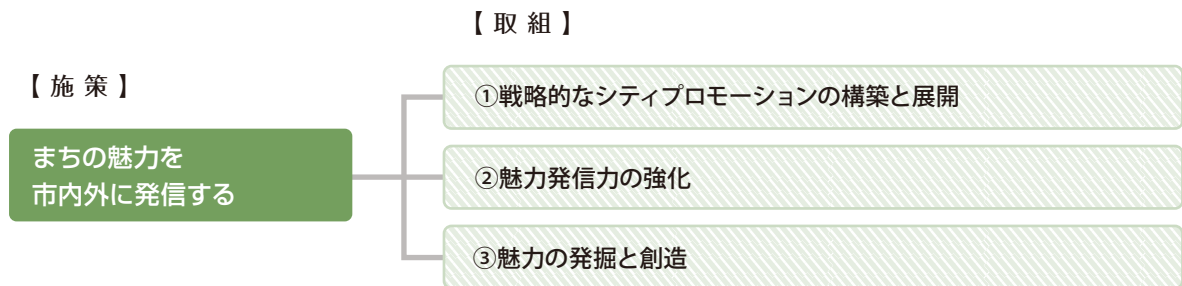
施策の必要性

市民の市への誇りと愛着を高めるとともに、市内外の人からこれまで以上に「住みたい、住み続けたい、訪れたい」と思われるような「選ばれる」まちになるには、本市が有する魅力を明確にするとともに、それらをより高め、市内外に効果的・戦略的に発信していくシティプロモーションを展開していくことが求められています。

施策の方向性

本市がシティプロモーションを展開していく際の基本的な考え方や方向性を決定し、市民・団体（NPO、地域団体など）、企業や大学、行政が協働して具体的な取組を進めるほか、対象者に応じたさまざまな広報媒体を活用して本市の魅力を市内外に積極的に発信します。また、魅力の発掘や資源間の連携による新たな魅力の創造にも努めます。

施策を実現するための取組の体系



## 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①戦略的なシティプロモーションの構築と展開	《現状と課題》	《市》
	資源や行政サービスが高水準でそろっている一方で、本市の魅力を多くの人に伝え、あるいは向上させるための取組は、必ずしも効果的に行われていません。本市の特徴やセールスポイントを分析し、シティプロモーションについての戦略を構築する必要があります。	マーケティングリサーチなどさまざまな手法を活用して、本市のイメージ、強み弱みの分析を行い、「茨木は〇〇のまち」といったセールスポイントを明確化します。これを踏まえ、都市ブランドの確立に向けた戦略的な方針を策定し、取り組めます。
	《目標》	《市民》
	市民・事業者とともに本市のシティプロモーションについての方針を策定、共有し、その実現に向けて取り組んでいます。	シティプロモーションの方針策定に参加するとともに、市民レベルでのシティプロモーションを行います。
②魅力発信力の強化	《現状と課題》	《市》
	現在の広報活動は、広報誌の発行など、主に市民を対象とした行政情報の発信が中心です。本市が有する魅力を市民に再認識してもらい、より多くの市外の人に知ってもらうため、対象に応じた効果的かつ積極的な情報発信が求められます。	観光誘客、企業誘致等、それぞれの側面から、情報が正しく伝わるように、対象者を明確にした広報活動を行うとともに、新たな広報媒体を研究し積極的な活用を努めます。
	《目標》	《市民》
	本市に興味を持ち調べる人、魅力を感じて転入してくる人や訪れる人、企業や事業所が増えています。また、市内で開催されるイベントの参加者が増えています。まちに誇りと愛着を感じる市民が増えています。	市や市域の事業者が開催するイベント等に積極的に参加し、インターネットや口コミを活用した魅力発信を行います。
③魅力の発掘と創造	《現状と課題》	《市》
	人を惹きつけるまちの魅力となりうる歴史・文化・自然・行政サービス・教育環境等の資源があるものの、十分に活用できていません。	本市の魅力向上につながるイベントや観光、産業、文化芸術等の資源を発掘、支援します。また、異なる資源を結びつけ連携を行うことで、新しい魅力の創造に努めます。
	《目標》	《市民》
	新しいイベントや観光など、本市の新しい魅力が生まれ、広がっています。	市民・事業者主体の魅力情報の発掘、創造を行います。
		《事業者・団体》
		市民・事業者主体の魅力情報の発掘、創造を行います。

## 施策2 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する

第7章：まちづくりを進めるための基盤

### 施策概要

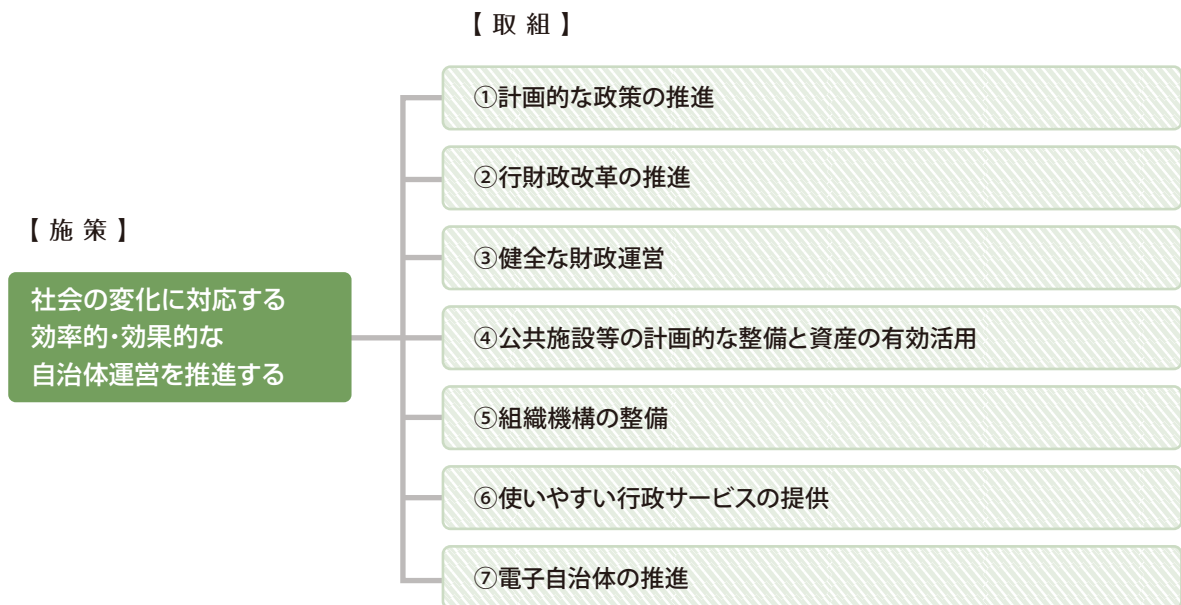
#### 施策の必要性

本市では、厳しい経済状況のもと、行財政改革の推進や地方分権への取組等により、市民サービスの向上と財政構造の改善を進めてきました。今後も少子高齢化の進展による税収減等が想定される中で、計画的で持続可能な行財政運営の取組が必要です。また、市民ニーズの多様化に伴い、組織が相互に連携しあい、横断的に機能する体制づくりが求められています。

#### 施策の方向性

施策評価を含めた新たな行財政マネジメントシステムの確立や市有資産の有効活用により、限られた経営資源を効率的にいかし、健全で安定した行財政運営を行います。また、情報通信技術の活用などにより、場所や時間にとらわれない使いやすい行政サービスの提供を段階的に進めていきます。

#### 施策を実現するための取組の体系



### 分野別計画等

#### 《行財政改革指針》

多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応し、地方分権時代にふさわしい主体的で自律的な行財政運営を推進するための計画

#### 《高度情報化推進計画(第3次)》

市民が快適さを実感できる市民サービスの向上と、より簡素で効率的、効果的な行財政運営を図るため、電子自治体の実現に向けて、第2次計画に引き続き、情報化を推進するための計画

## 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 計画的な政策の推進	《現状と課題》	《市》
	長期的な視点で計画的に行政活動を推進するため、総合計画をはじめとした各種行政計画を策定し、適切に進行管理をする必要があります。	総合計画に基づき必要な各種行政計画を策定します。また、計画の確実な推進のため、施策評価などの行政評価を行い、その結果をもとに、経営資源の最適かつ効果的な配分を行います。
	《目標》	《市民》
	行政評価を活用した行財政マネジメントシステムが確立され、PDCAサイクル※1が有効に機能しています。	《事業者・団体》
② 行財政改革の推進	《現状と課題》	《市》
	時代とニーズに適合した市民サービスの充実に努めながら、より効率的で効果的な市政運営を進めることが求められています。	行財政改革指針を改定し、新たな指針に沿った計画的な行財政改革に取り組むとともに、事務事業を十分に精査し、徹底的な見直しを図ります。
	《目標》	《市民》
	効率的、効果的な行政サービスの提供が実現しています。	《事業者・団体》
③ 健全な財政運営	《現状と課題》	《市》
	時代の潮流に適應した行政需要に応えられる弾力性のある財政基盤の確立が求められています。	財政計画を基本にビルド&スクラップ※2による施策の推進を図るとともに、経営資源の効果的な配分により健全な財政基盤を確立します。また、市税等の徴収体制を強化するとともに、税収の確保や自主財源の拡大に向けた取組を行います。
	《目標》	《市民》
	厳しい財政環境にあっても市民サービスの充実が図られる、行財政運営の取組が実践されています。	《事業者・団体》
④ 公共施設等の計画的な整備と資産の有効活用	《現状と課題》	《市》
	耐用年数の経過や将来の人口減少を踏まえ、インフラや公共施設の適切な維持管理、長寿命化を推進する必要があります。また、民間活力等をいかした、市有資産の有効活用を進めることが求められています。	公共施設を予防保全の観点により、適切に管理するとともに、計画的な長寿命化等の推進を図ります。また、市有資産の利活用を総合的に再検討し、その有効活用や処分を推進します。
	《目標》	《市民》
	それぞれの公共施設等に合わせた改修等が進み、市民の利便性の向上が図られています。市有の土地・建物の貸付や売却、資産への広告掲載など、市有資産の有効活用が図られています。	《事業者・団体》

### ※1 PDCAサイクル:

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の頭文字を並べた言葉で、「P→D→C→A→P→D…」と4段階を繰り返すことにより、継続的に業務を改善していく手法です。

### ※2 ビルド&スクラップ:

経常化する経費の累積による財政構造の硬直化を防ぐため、新たに実施する新規・拡充事業(ビルド)の財源は、既存の事業や制度の見直し(スクラップ)により創出する取組をいいます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤ 組織機構の整備	《 現状と課題 》	《 市 》
	社会の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民ニーズに柔軟に対応する必要があります。	新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応するため、適時、組織機構を見直します。また、中核市移行について、市民サービスの向上等のメリットや経費等を調査検討します。
	《 目標 》	《 市民 》
	複雑多様化する行政課題に的確に対応でき、相互に連携し横断的に機能する組織機構となっています。	《 事業者・団体 》
⑥ 使いやすい行政サービスの提供	《 現状と課題 》	《 市 》
	急速に進展する高齢化に加え、市民ニーズやライフスタイルが多様化する中、より使いやすく便利な行政サービスの提供が求められています。	総合窓口の設置やマイポータル <sup>※3</sup> との連携によるプッシュ型サービス <sup>※4</sup> など市民の利便性向上に努めます。また、コンビニエンスストアなど身近な場所での行政サービス提供など、場所や時間にとらわれない、市民が利用しやすい行政サービスを推進します。
	《 目標 》	《 市民 》
	市民は窓口に行く回数が減り、待ち時間は短縮されています。また、一人ひとりに必要な行政サービスはより正確に提供されています。	《 事業者・団体 》
⑦ 電子自治体の推進	《 現状と課題 》	《 市 》
	行政組織内の情報システムが老朽化・複雑化し、各システム間連携を含めて総合的な見直しが求められています。また、手続きの電子化を段階的に進めていますが、新たにオープンデータ <sup>※5</sup> への取組が求められています。	情報システム全体の最適化計画を策定し、ITガバナンス <sup>※6</sup> を強化した基幹系システムの再構築を計画的に実施します。オープンデータ等の新技術や新サービスの動向を研究、検討するとともに、情報セキュリティにも配慮しながら社会情勢に対応した情報化に努めます。
	《 目標 》	《 市民 》
	情報システム全体の最適化により、より簡素で効率的・効果的な自治体運営が推進されています。情報通信技術の活用により、利便性が実感できる電子行政サービスの提供や市民本位の開かれた電子自治体が段階的に構築されています。	《 事業者・団体 》

※3 マイポータル:

行政機関がマイナンバー(個人番号)の付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるシステムです。

※4 プッシュ型サービス:

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能です。

※5 オープンデータ:

インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用、再配分ができるデータの総称です。政府・自治体・研究機関・企業などが公開する統計・文献資料等を指し、図画や動画などのデジタルコンテンツも含まれます。総務省では、行政の透明性の向上、経済の活性化などの観点から、「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」と定義しています。

※6 ITガバナンス:

組織や共同体が、情報システムの導入や運用をするにあたり、目的を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、効果的なIT活用を実現する仕組みをその組織の中に確立することをいいます。

## 施策3 地域社会の発展に貢献できる職員を育成する

### 施策概要

#### 施策の必要性

地方分権の進展などにより、地域の課題の解決をそれぞれの地域で進めていく必要がある時代にあつて、地方自治体には市民との協働を図りながら、地域課題に対応した施策の推進が求められることから、個々の職員の持つ能力をより一層高め、最大限に活用していく必要があります。

#### 施策の方向性

市職員が全体の奉仕者として、高い倫理観と基礎自治体における行政の担い手としての強い使命感を持つとともに、地域の実情に柔軟できめ細やかに対応し、市民とともに課題解決を図る意識や能力の高い職員の育成に努めます。

#### 施策を実現するための取組の体系

##### 【 施策 】

地域社会の発展に貢献  
できる職員を育成する

##### 【 取 組 】

①職員の能力開発

②人材育成に主眼をおいた人事制度の確立

### 分野別計画等

#### 《人材育成基本方針》

地域社会の発展に貢献できる職員を目指した能力開発制度や人材育成に主眼をおいた人事制度など、本市人材育成制度の基本的な方向性を示した指針

## 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①職員の能力開発	《 現状と課題 》	《 市 》
	地域の課題に対応した政策を推進し、施策の実現を図るため、高度な専門知識の習得をはじめとするさまざまな能力の開発と、市民との協働を進めるための意識改革が職員に求められています。	それぞれの地域課題の解決や地域力をアップさせるための能力、市民との協働の意識を職員が身につけるため、政策形成能力や法務能力をはじめ、多様な能力向上のための効果的な研修を実施します。
	《 目標 》	《 市民 》
	職員が地域の実情に柔軟できめ細やかに対応できる意識と能力を備えています。	《 事業者・団体 》
②人材育成に主眼をおいた人事制度の確立	《 現状と課題 》	《 市 》
	職員の意欲と能力を引き出し、職員の能力開発と意識改革、組織力のより一層の向上が求められています。	人材育成基本方針に基づき、職員の能力と実績に応じた人事制度について研究を進め、職員の意欲と能力を引き出す制度の確立を図ります。
	《 目標 》	《 市民 》
	職員が常に意欲を持って、自律的に職務に取り組むための人事制度が整っています。	《 事業者・団体 》

## 施策4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす

### 施策概要

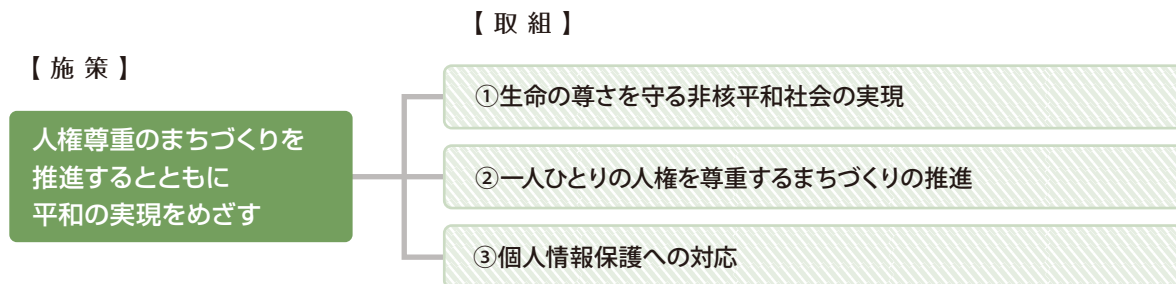
#### 施策の必要性

平和と安全は全人類の願いであり、平和の実現のためにさまざまな施策を推進していく必要があります。今日でもなお、さまざまな人権侵害が存在しており、市と市民が一体となってすべての人の人権が尊重された明るいまちづくりを進める必要があります。個人情報事業活動等を行う上で、必要不可欠となっていますが、本人の権利や利益を侵害することのないよう、安全かつ適正に取り扱う必要があります。

#### 施策の方向性

核兵器の恐ろしさや平和の尊さの認識を深めるとともに、核兵器の廃絶に向けた取組を進めます。市民一人ひとりの人権が尊重・擁護された差別のないまちづくりの実現に向けて、すべての施策を人権尊重の視点に立って推進します。市が保有する個人情報を適切に保護するとともに、個人情報保護に必要な施策を推進します。

#### 施策を実現するための取組の体系



### 分野別計画等

#### 《第2次人権施策推進基本方針》

憲法が定める基本的人権の尊重の精神に基づき、また人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、常に人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、本市の取り組むべき人権課題を定める方針



## 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 生命の尊さを 守る非核平和 社会の実現	《 現状と課題 》 非核平和の尊さを訴え、次世代に引き継いでいくとともに、「非核平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、非核平和への願いを地域で根付かせるため、啓発活動に積極的に取り組んでいます。	《 市 》 非核平和展や街頭啓発キャンペーンを実施し、幅広い世代を対象とした啓発を行います。
	《 目標 》 核兵器の廃絶と平和の実現に向けた、市民意識が醸成されています。	《 市民 》 非核平和の尊さを学び、次世代に引き継いでいきます。
		《 事業者・団体 》 非核平和の尊さを学ぶ研修等を実施します。
② 一人ひとりの人 権を尊重するま ちづくりの推進	《 現状と課題 》 人権施策推進基本方針に基づき、さまざまな機会を捉えて人権教育・啓発を推進していますが、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題なども発生しており、今後とも継続的な啓発活動等に取り組んでいく必要があります。	《 市 》 人権施策推進基本方針に沿って、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉えて、人権教育・啓発の推進に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行政施策の推進を図ります。各種相談機関や公的支援制度、NPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報の効果的な提供に努めます。
	《 目標 》 あらゆる分野で人権尊重の視点に立ったまちづくりが進められています。	《 市民 》 人権問題研修等に参加するなど、人権について考える機会を持つようにします。
		《 事業者・団体 》 人権問題研修等を実施します。
③ 個人情報保護 への対応	《 現状と課題 》 今日の高度情報社会は、個人情報が本人の知らないうちに収集・利用されたり、誤った情報が流通するなど、個人のプライバシーが侵害されるという危険性を有しており、一層の個人情報保護への対応が求められています。	《 市 》 「個人情報保護条例」を広報誌等により周知します。 個人情報の取り扱いに深くかかわる市職員に対して、研修等を通してその重要性についての意識向上を図ります。
	《 目標 》 「個人情報保護条例」に基づき、本市が保有する個人情報について、適正に管理されています。	《 市民 》 個人情報保護の重要性を理解し、個人情報保護に努めます。
		《 事業者・団体 》 個人情報の取り扱いに深くかかわる者に対して、研修等を通してその重要性についての意識向上を図ります。

## 施策5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす

### 施策概要

#### 施策の必要性

少子高齢化など、社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力のある社会を築く必要があります。そのため、男女が互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現が必要です。

#### 施策の方向性

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

#### 施策を実現するための取組の体系

##### 【施策】

市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす

##### 【取組】

①市民と協働した男女共同参画の推進

②DVの予防啓発及び被害者の支援

### 分野別計画等

#### 《第2次男女共同参画計画》

国や府の男女共同参画基本計画等を踏まえ、少子高齢化の進行や家族・地域社会の変化、社会情勢の変化などに対応し、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現するための施策を定める計画

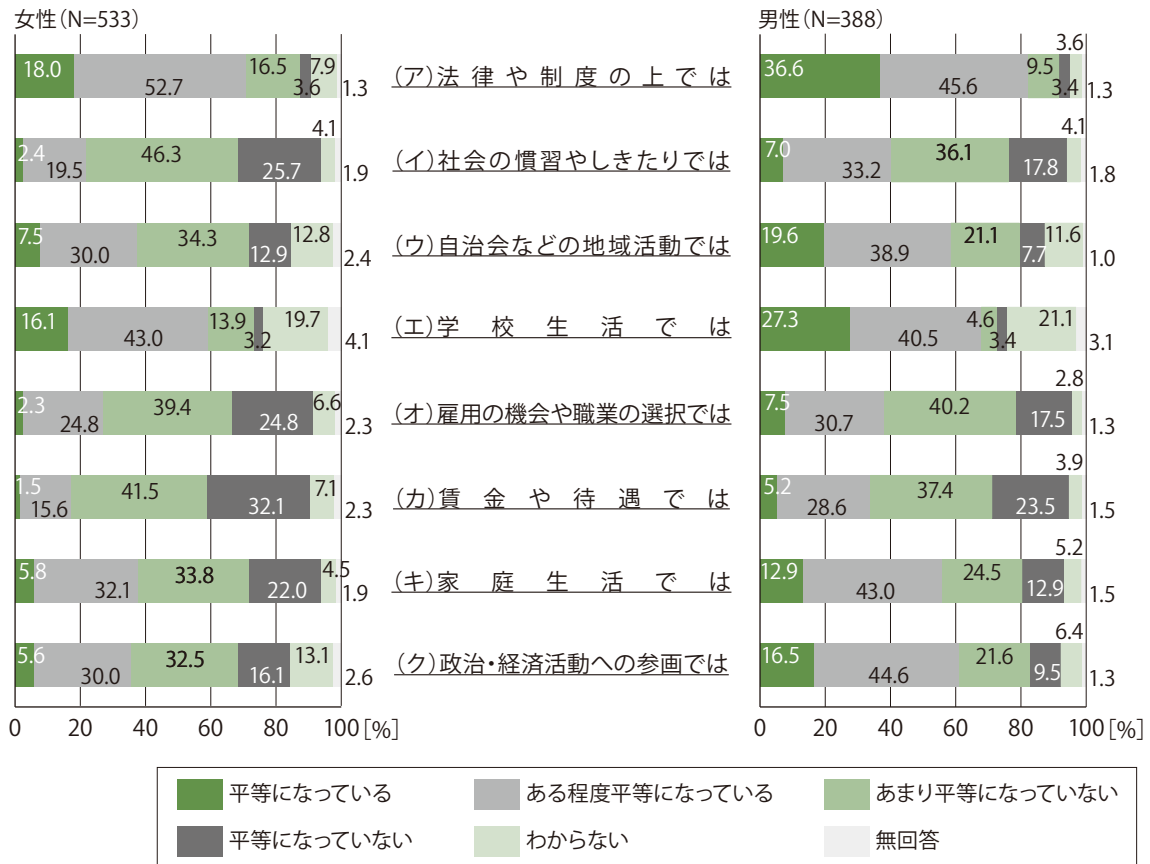
#### ■女性相談等件数

単位:件

項目		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
電話相談	女性電話相談	723	800	800	1,078	1,246	1,539
	男性電話相談	10	25	29	16	16	23
	DV電話相談	—	—	—	—	—	125
面接相談	女性面接相談	506	595	581	640	656	963
	女性法律相談	110	129	114	116	108	91
	DV面接相談	42	40	108	112	159	195

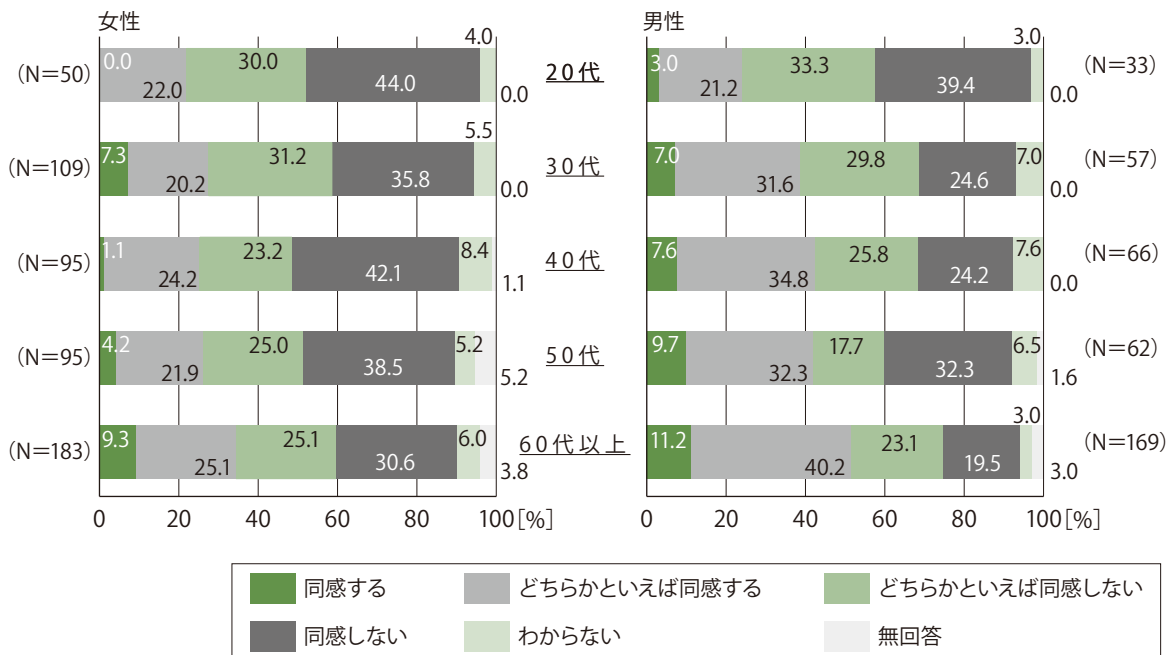
茨木市資料

■男女の地位の平等観



男女がともにつくるまちづくり市民意識調査(平成23年3月)  
第2次茨木市男女共同参画計画策定に向けた調査

■年代別「男は仕事、女は家庭」という考え方



男女がともにつくるまちづくり市民意識調査(平成23年3月)  
第2次茨木市男女共同参画計画策定に向けた調査

## 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①市民と協働した男女共同参画の推進	《現状と課題》 法律や制度等による男女共同参画のための基本的な整備は進んでいるものの、人々の暮らしの中では、固定的な性別役割分担意識、意思決定の場への参画状況や職場における役職、賃金等に男女間で格差が残っており、真の男女共同参画社会を実現するために取組のさらなる充実が必要です。	《市》 「男女共同参画計画」に沿って、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉え、市民と協働して男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の視点にたった行政施策の推進を図ります。
	《目標》 あらゆる人々が性別で役割を固定しない生き方や、さまざまな意思決定の場に男女がともに参画することの必要性についての理解が深まり、男女が対等に能力を発揮し、活躍できる社会になっています。	《市民》 男女共同参画の意義を理解し、男女共同参画社会の実現に努めます。
		《事業者・団体》 男女共同参画の視点にたった事業所・団体の運営を実施します。
②DVの予防啓発及び被害者の支援	《現状と課題》 DV <sup>※</sup> は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき重要な課題です。DVの予防啓発に努めるとともに、被害者の自立に向けた支援が必要です。	《市》 DVを許さない社会風土の醸成と環境整備を推進し、相談しやすい体制を充実します。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVの予防と早期発見、安全確保、自立に向けた継続的な支援を実施します。
	《目標》 人権意識を高め、DVを許さない、被害者やその家族が安心して暮らせる社会になっています。	《市民》 DVを許さない社会づくりに努めます。
		《事業者・団体》 民間支援団体と連携し、支援を実施します。

※DV(ドメスティック・バイオレンス):

配偶者間、恋人間など親密な関係にある(又はあった)者から受ける暴力のことをいいます。暴力には殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力なども含まれます。DVを受けた被害者の大多数は女性であり、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。

## 施策6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する

第7章：まちづくりを進めるための基盤

### 施策概要

#### 施策の必要性

安全でふれあい豊かな住み良い地域社会を築いていくためには、人と人とが信頼し合い、助け合う連帯意識のもと、住民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要であり、防災・防犯の対応や少子高齢化の進展、青少年の健全育成の観点からも、地域コミュニティの重要性はますます高まっています。

#### 施策の方向性

自治会活動の活性化とともに、より多くの市民が利用できる地域活動の拠点の整備（公民館のコミセン化）を進め、その中で、地域が一体となった「地域自治組織<sup>※</sup>」の結成を推進し、市民・さまざまな地域組織が主体的に協働した地域分権に向けた体制づくりを進めます。市民の「地域」に対する関心を高め、「地域づくりは自らの手で」という意識を醸成します。

#### 施策を実現するための取組の体系

##### 【 施策 】

地域コミュニティを育み、  
地域自治を支援する

##### 【 取 組 】

①コミュニティ活動の推進

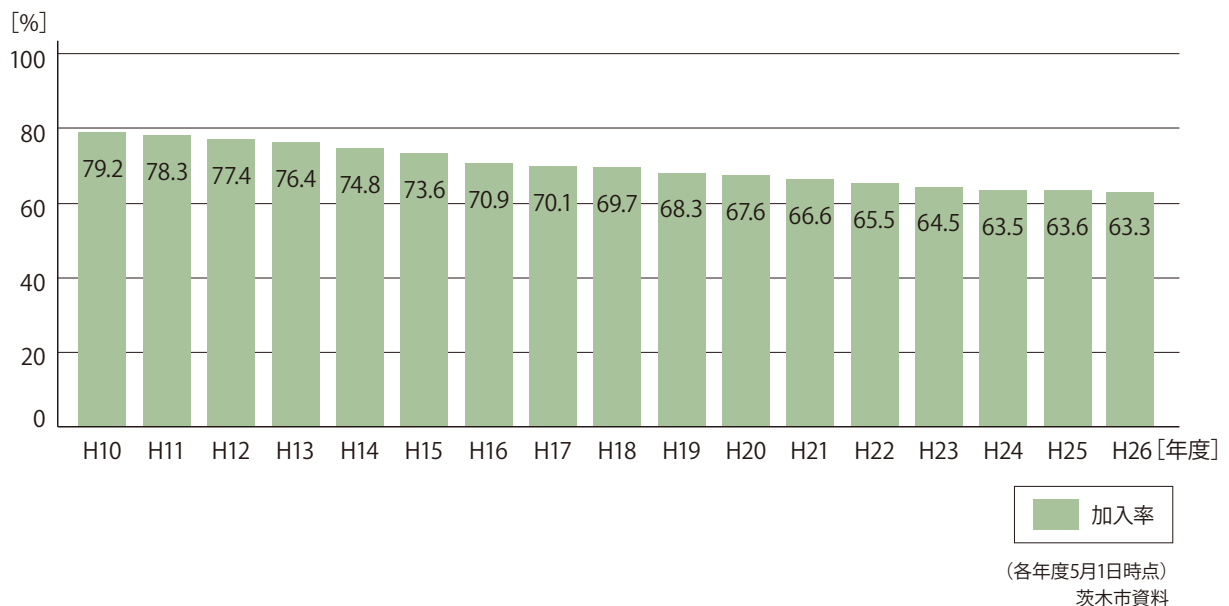
②コミュニティ施設の整備

### 分野別計画等

#### 《地域コミュニティ基本指針》

市民協働のまちづくりをめざし、地域、行政などが一体となって進める、よりよい地域づくりの基本的な考え方を示す指針

#### ■自治会加入率



※地域自治組織：

地域住民が自ら責任を持って、よりよい地域づくりに向けて、多様な主体と共に連携・協働して地域を運営する組織です。

## 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①コミュニティ活動の推進	《現状と課題》	《市》
	自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化が進んでおり、地域における課題を解決するため、地域が一体となった体制づくりが必要です。	自治会の加入促進はもとより、その活動の活性化を図るとともに、市民・さまざまな地域組織が協働する地域分権に向けた方針を検討し、「地域自治組織」の結成推進、「地域一括交付金化」などの仕組みづくりを進めます。
	《目標》	《市民》
	自治会活動が活発になるとともに、地域分権に向けた体制づくりのため、地域が一体となった「地域自治組織」が結成されています。	自治会活動とともに、地域が一体となった協議の場づくりやその組織づくりに積極的に参加します。
		《事業者・団体》
		地域の実情に合わせ、さまざまな事業所等はその「地域自治組織」へ参加します。
②コミュニティ施設の整備	《現状と課題》	《市》
	各小学校区に公民館またはコミュニティセンターが設置されていますが、さまざまな世代の利用促進を図るとともに、地域の各組織が一体となって活動できる地域活動の拠点とする必要があります。	より多くの市民が利用でき、地域活動の拠点となるべく、公民館のコミュニティセンター化を進めます。
	《目標》	《市民》
	地域活動の拠点として公民館のコミュニティセンター化が進み、より多くの市民が利用しています。	コミュニティセンターを地域で管理運営し、地域活動の拠点として積極的に利用します。
		《事業者・団体》
		コミュニティセンターを地域で管理運営し、地域活動の拠点として積極的に利用します。

## 施策7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する

第7章:まちづくりを進めるための基盤

### 施策概要

#### 施策の必要性

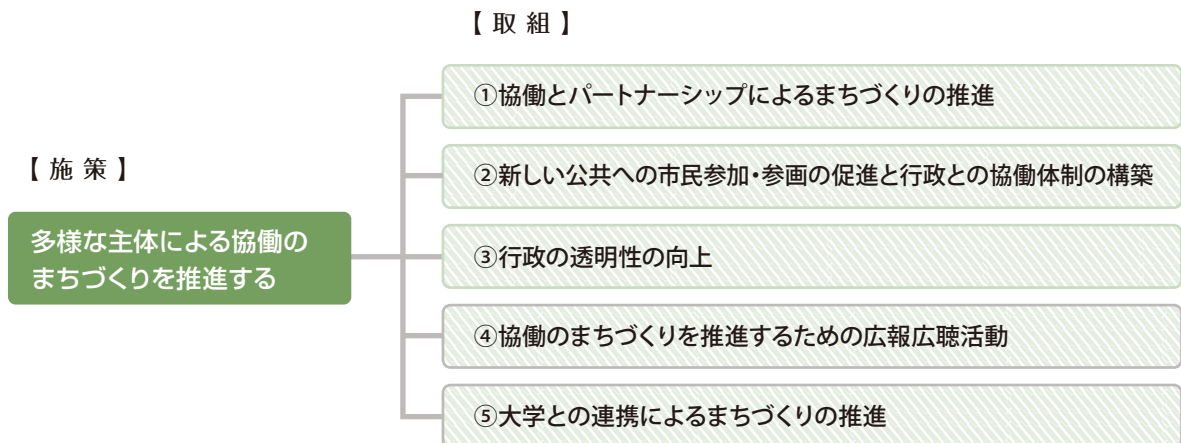
大震災などを契機にボランティアやNPOの存在がクローズアップされ、公益活動や相互扶助への自主的・自発的な取組が進展しています。多様化する地域課題の解決には行政のみならず、市民活動団体や大学など多様な主体による協働のまちづくりが必要となっています。そのためにも、行政が持つさまざまな情報を積極的に提供していくことが求められています。

#### 施策の方向性

今後も引き続き、多くの市民が市民活動に参加できるようNPO等の活動情報の集積・発信はもとより、さまざまな媒体を通じて積極的に行政情報を提供していきます。まちづくり、福祉、教育、子育てなどのさまざまな分野において市民、事業者、NPO、大学、行政などの多様な主体が互いを補完しながら、最善の事業手法でまちづくりに取り組みます。

また、多くの市民が地域課題解決のための公益活動に取り組みます。

#### 施策を実現するための取組の体系

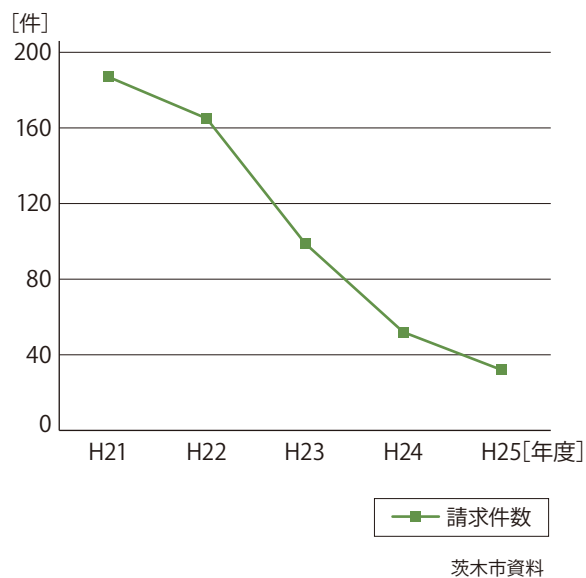


### 分野別計画等

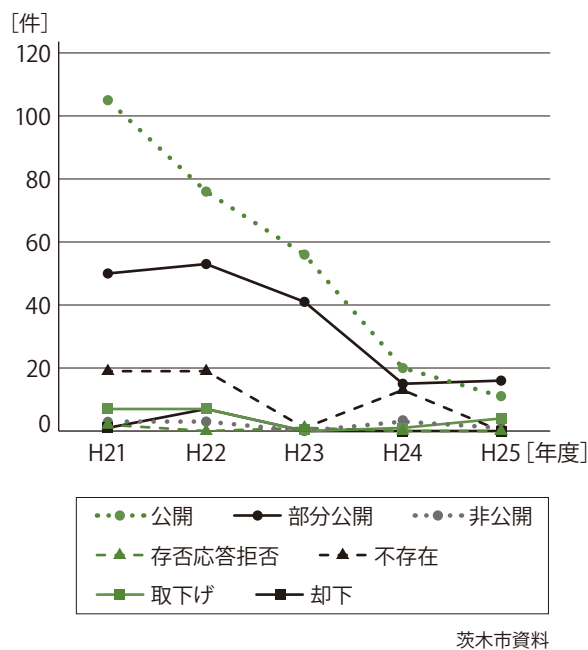
#### 《いばらき協働基本指針・計画》

市民活動団体との協働を推進するための基本的な考え方や促進策を示すとともに、協働を実現するにあたって守るべきルールを示す指針・計画

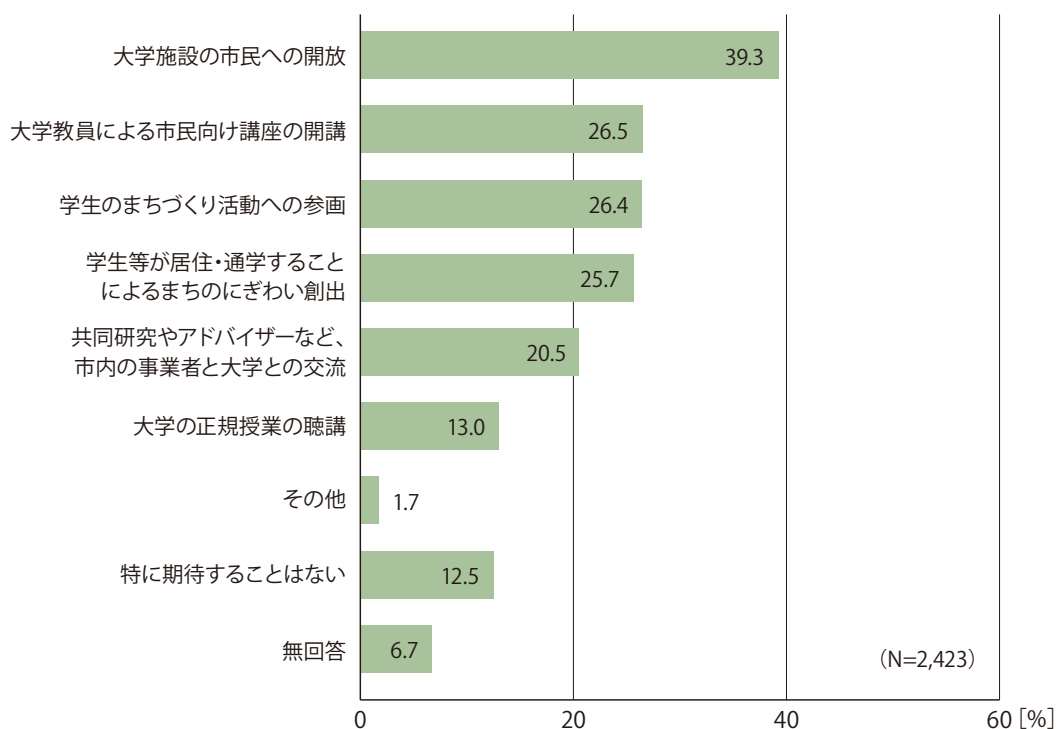
■情報公開請求状況



■情報公開決定状況



■最も重要だと思う大学連携に関する取組(複数回答)



市民アンケート(平成25年1月)  
第5次茨木市総合計画策定に向けた調査



## 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 協働とパートナーシップによるまちづくりの推進	《 現状と課題 》 市民活動センターを核として、市民活動団体、民間事業者、行政など、それぞれの主体が連携しながら協働でまちづくりを進める必要があります。	《 市 》 行政各分野での連携をより一層図り、多様な主体と連携した協働のまちづくりに取り組みます。
	《 目標 》 まちづくり、福祉、教育、子育てなどのさまざまな分野において市民、事業者、NPO、大学、行政などの多様な主体が互いを補完しながら、最善の事業手法でまちづくりのための仕組みづくりに取り組んでいます。	《 市民 》 まちづくりに積極的に取り組みます。 《 事業者・団体 》 まちづくりに積極的に取り組みます。
	《 現状と課題 》 多様化する公共サービスに対応するため、行政主導のみの施策では十分でなく、市民が主体となった公益活動を推進する必要があります。	《 市 》 「協働基本指針・計画」に基づいたさまざまな手法による協働の取組を進め、それをシステムとして運用する体制を構築します。
	《 目標 》 多くの市民が地域課題解決のための公益活動に取り組んでいます。	《 市民 》 市民主体の公益活動に参加・参画します。 《 事業者・団体 》 市民主体の公益活動に積極的に協力します。
③ 行政の透明性の向上	《 現状と課題 》 市政について市民に対する説明責任の重要性が高まる中で、情報公開制度により、市民が行政活動について容易に知り、理解することができる環境が整っていますが、市政についてさらなる理解を得る必要があります。	《 市 》 行政の透明性を向上させ、市政運営について市民への説明責任を果たすとともに、市民の理解と参加のもとに公正で開かれた市政の推進のため、情報公開に係る事務の適正な執行と制度の充実に取り組みます。
	《 目標 》 市政に関する多くの情報が公開されています。	《 市民 》 市政への理解を深め、市政運営に参加します。 《 事業者・団体 》

## 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④協働のまちづくりを推進するための広報広聴活動	《現状と課題》	《市》
	市民が自ら住む地域や市域に関心を持ち、まちづくりへの参画意識が醸成できるような広報広聴活動を進める必要があります。	広報誌やホームページに加え、ソーシャルメディアの活用を含め、市民が得やすい形での情報発信に取り組み、幅広い層の市民とのコミュニケーションを進めます。また、市民が時間や場所を問わず気軽に提言や意見ができるツールを研究します。
	《目標》	《市民》
	市政に対する市民からの提言や意見が増えています。	ソーシャルメディアをはじめ、市民にとって使いやすいコミュニケーションツールを活用して、市政に対する意見や提言を届けます。
⑤大学との連携によるまちづくりの推進	《現状と課題》	《市》
	市内大学、連携協定を結んだ大学(研究室、学生団体、大学教員、大学生)とさまざまな取組を実施しています。 行政課題とも関連するフォーラムやイベントが中心となっていますが、地域との連携を強化する必要があります。	大学と地域を結び付ける仕組みづくりを行います。 長期的な行政課題について、大学と連携して研究・検討を進めます。
	《目標》	《市民》
	地域と大学の連携が進んでいます。 市と大学の連携による取組が進んでいます。	住む、働くわがまちに興味や愛着を持ち、地域でのまちづくりに参加します。
		《事業者・団体》
		大学が地域連携機能を強化して、まちづくりの推進に寄与します。